

# 平成 25 年度第 1 回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時  
平成 25 年 8 月 9 日（金）午後 2 時～午後 4 時 30 分
- ◆ 開催場所  
練馬区役所 1906 会議室（本庁舎 19 階）
- ◆ 出席者  
出席委員 6 名（会長 ほか 5 名）  
区側出席者 6 名（教育長、文化・生涯学習課長、ほか職員 4 名）
- ◆ 委嘱状の交付
- ◆ 会長・副会長の選出
- ◆ 議事
  - 1 諮問
  - 2 審議  
平成 25 年度指定・登録文化財について
- ◆ 報告事項
  - 1 平成 24 年度指定・登録文化財の経過報告
  - 2 平成 25 年度文化財関連事業計画
  - 3 その他
- ◆ 公開可否  
原則公開（傍聴人：0 人）
- ◆ 配布資料  
資料 1-1 平成 24 年度登録文化財関係（練馬区教育委員会告示第 3 号：写）  
資料 1-2 平成 24 年度登録文化財関係（「ねりま区報」平成 25 年 3 月 11 日号：写）  
資料 1-3 平成 24 年度登録文化財関係（「ねりまの文化財」第 88 号）  
資料 2 平成 25 年度 文化財関連事業計画
- ◆ 事務局  
練馬区 区民生活事業本部 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係  
Tel 5984-2442

## 会議の要旨

- |             |                |
|-------------|----------------|
| <文化・生涯学習課長> | 開会の挨拶          |
| <教育長>       | 委嘱状の交付         |
| <文化・生涯学習課長> | 会長選任までの議事の代理進行 |
| <事務局>       | 会議の成立について      |
| <文化・生涯学習課長> | 会議の公開について      |
|             | 会長・副会長の選任について  |
| <会長・副会長互選>  | 会長・副会長の選出      |

<教育長>

平成 25 年度練馬区指定・登録文化財について、練馬区文化財保護条例に基づき、下記のとおり諮問いたします。平成 25 年 8 月 9 日 練馬区教育委員会

文化財を登録することについて 6 件、内容については別紙のとおりです。

諮問文読み上げ

挨拶

退席

<副会長>

会長選出者は所用により遅れて到着とのことですので、議事を進行します。

それでは審議に入りたいと思います。では説明をお願いいたします。

<事務局>

1 文化財を登録することについて

No.1「草摺引図絵馬」の説明

<副会長>

何か質問はございますか。

<委員>

轡の紋についてですが、確かに丸に十字の紋があるようには見えるのですが、普通この場所に描かれるものなののでしょうか。

<事務局>

参考資料に鳥居派の作品をあげておりますが、これを見ていただくと、一般的に着ている衣装に紋が描かれる事例が多いようです。本案件につきましても、絵具が落ちてしまっているのですが、轡の紋がある位置までもともと衣装が描かれていたのではないかと考えています。

<副会長>

描かれていた衣装部分の彩色が剥落したが、その当時の彩色の痕跡が板の上に残っているということですか。

<事務局>

はい、そのとおりです。

<委員>

その描かれる衣装ですが、参考資料を見ますと、肩の上に紋がありますが、果たして本案件のような位置に描かれるものなのでしょうか。

<事務局>

確かに参考資料の右図においては、向かって右側の市川団蔵の腹巻部分に紋（三升紋）があり、左図においては市川団十郎の下半身に下がった衣装部分に同じ紋が描かれています。もう少しほかの事例等も集めて考えてみたいと思います。

<委員>

向かって右の人物の左足の下に格子状のものが見られますが、これは下絵か何かでしょうか。

<事務局>

これにつきましても衣装部分の彩色の痕跡ではないかと考えています。

<委員>

絵馬の向かって右下部分に「加藤」と「□泉」と文字が書かれているようですが、剥離した箇所が一番下に書かれたのか、こういうところに字が書かれる意味がわからないのですが。それとも後で書かれたのかということなのか。そのあたりはわかりますでしょうか。

<事務局>

前か後かという点につきましては、見ただけでは判断が難しいのですが、ほかの絵馬の事例を考えますと、絵馬を奉納した者の連名の一部が残ったのではないかと考えております。

<委員>

文字の字体が新しそうですね。

<副会長>

たとえば、絵馬の下部分に色紙形のように彩色した図案があり、その上に文字を書いたということもあり得たかとは思いますが、現状を見てみないとわからないと思います。

一つ考えなければいけないことは、描き方によって鳥居派であるという判断は正しいとは思いますが、浮世絵というのは専門の研究者がたくさんおられて、ある程度描き癖とか形式化の進み方等によって、年代がいつ頃のものなのか、あるいは素人の作か名前のあるような人の作なのか、おそらく見立てができると思うのですね。文字とか図柄とか、さらにその表現についても検討していただいて、時代というものをもう少し決めることができればと思います。

この絵馬を絵画として登録するというのであれば、諮問文に絵画としての部分が軽いな気がしますので、その点もう少し勉強していただきたく思います。

会長選出者が到着しましたので、進行を会長にお願いします。

<会長>

互選いただきましたので、謹んで会長をお受けします。

それでは次の案件をお願いします。

<事務局>

No.2「森田家資料」の説明

<会長>

何かご質問・ご意見はございますか。

<委員>

現在の所在地は石神井公園ふるさと文化館になっておりますが、森田家はもともとどこにあったのでしょうか。

<事務局>

江戸時代には漢方医として、お玉が池（千代田区）や目黒で開業していたようですが、江戸時代後期には旧中新井村、現在の豊玉地域に移ってきて現在に至っています。

<副会長>

登録候補の目録に載る資料、書籍だと出版された奥付の一番新しい年月の順番に並べているようですが、例えば論語のような本来古いものでも後の方にくるということですね。資料の目録を作る際には通例なのでしょうか。

<委員>

あくまで刊本の目録ですので、刊本の発行年月で作成します。

<副会長>

石神井公園ふるさと文化館には一括資料として全部あるわけですが、その中から登録するためにピックアップして抜いていくという考えは、前例がそうだからという説明がありましたが、実際に管理する際には抜き出して別置するというのでしょうか。

<事務局>

あくまで目録上の記載だけであり、前例の登録文化財「武内家資料」と同様、抜き出すことなく一括して管理することになると思います。

<副会長>

近年の寺院所蔵文書や地方文書等では一括して、そこにあるものは皆登録するという考え方もあるように思うのですが、同じ箱に入っていてこれは登録する、これは登録しないという資料があるというのは、いかがでしょうか。

<事務局>

今回は前例に従い選定しました。また、すべてを一括登録することになりますと、今回除外している卒業証書や賞状類も含めてしまうことになり、登録する際に価値をどこに置くかという点を示す際にぼやけてしまう点もあるのではないかと思います、選定することにしました。

<委員>

確かに除外している資料は卒業証書ばかりで、この家がこの地域でいろいろなことをやっているという文書であれば登録してもよいと思いますが、そうでなければ全て含めると、登録の基準との関係で難しいような気がします。資料の保管についてはどうするかは別に考えればよいと思います。

<会長>

分野としてはまとまったものですが、刊本ばかりで、この手のコレクションはほかに分野別に個人的にお持ちになっている方も多いと思います。この手の一括資料は今まで登録されていないように思うのですが、その点いかがなものでしょうか。

<事務局>

先ほど前例として挙げた「武内家資料」は、江戸時代以来の大工である武内家が所蔵してきた建築関係の書籍を含む資料として登録しております。今回の「森田家資料」も単なるコレクションではなく、区内にいた医者という職業に関連した資料ということになります。

<会長>

職業は異なるかもしれませんが、今後、この手のコレクションは増えるのではないのでしょうか。登録文化財というとしっくりしないのですが。

<副会長>

この資料は、寄贈を受けたのが20年ほど前で、そして、ふるさと文化館できちんと保管をされているわけですね。それをピックアップする形にして登録文化財とするという考えもわかるのですが、そのまま館の所蔵品となっているわけですから、登録せず一括して守っていく体勢にあるように思うのですが、あえて登録する必要はあるのでしょうか。

<課長>

森田家につきましては区役所の近くで現在も医院を開業しており、この地域の一番古い町医者という位置づけになります。寄贈された資料にはカルテも含んでおりまして、全ての資料は傷まないような形にして中性紙箱に入れて整理は済んでいます。価値観につきましては、江戸の中心部で開業し勉強した先生（医師）が、近郊農村である練馬に来られて、どういう勉強をし、どういう医療を営んできたかということを示すということもありまして、今回登録したい

ということで事前に打ち合わせをしてきたという経過がありますので、その点を含めて現物を見ながら議論していただきたく思います。

単なるコレクションというよりは、医者が自分で地域の方々に医療を施すために必要な知識を得るための資料として集めてきたものであるという理解をしています。中には、写本であるとか、自分のノートとしてメモ等を書いているものもあり、よく見ていくと地域の特徴なども出てくるのではないかという点もありますので、そういう点も含めて審議していただければと思います。

<委員>

そういった点では、森田家の資料目録につきましては、我々にもわかるように、職業（医学）に関わる資料と、そうでない資料とを分けて示していただければと思います。

<事務局>

わかりやすくなるよう修正いたします。

<副会長>

なかには明治初期の「処方日々簿」のような診療録があるようですが、個人情報保護の観点ではどうなのでしょう。こういうものは時効だから登録してもかまわないということでしょうか。よくわからないのですが、例えば、お医者さんが古いカルテをお持ちの場合、50年前、100年前のものであっても公開できないような気がするのですが。

<課長>

この資料はカルテになりますので基本は非公開、公開できないのが医者の方の義務ということにもなります。但し、歴史的資料として、いつ公開できるかという話につきましては、個別に考えていくということで、基本は文化財の登録ということになりますと、全て公開ということになりますので、そういった意味では慎重に取り扱わせていただくということでございます。

<会長>

では継続審議ということで、次の案件をお願いします。

<事務局>

No.3「丸山東遺跡出土の片口土器」の説明

<会長>

何か質問はございますか。

<委員>

今回は土器1点で登録ということですが、丸山東遺跡から出土したものでほかに登録されているものはあるのですか。一点豪華主義といいますか、練馬では1点ずつ登録しているのでしょうか。

<事務局>

丸山東遺跡からは良いものがたくさん出ています。一昨年度に指定した縄文時代の石棒や、区の登録文化財であるとともに都指定有形文化財になっている弥生時代の方形周溝墓出土品や、段梯子などを含む木製品が区指定の文化財になっています。今回も丸山東遺跡出土のものですが、この土器自体は、練馬区内外でもそれほど数多くなく、とても良好な状態なので、土器だけをピックアップしました。丸山東遺跡出土のものばかり多くはなるのですが。

<委員>

それは追加指定・登録ということではできないのでしょうか。

<事務局>

土器・石器・木製品など遺物の種類や質、そして時代も違いますので難しいです。

<副会長>

現在、例えば豊島区などでは、登録文化財というのは一括登録も多いと思うのですが、近年の全体的な動向について、ご存知でしたら教えてください。

<事務局>

練馬区では、例えば「尾崎遺跡出土品」のように一括登録しているものもあるのですが、一括というのは区民に対して非常にインパクトが弱いと思うのです。「〇〇遺跡の〇〇」という形の方が、区民に対して非常にわかりやすいということがあると思うのです。「尾崎遺跡出土品」は、旧石器時代から縄文、弥生、古墳、中世、近世まで幅広い時代にわたって、いろいろなものがあるのですが、区民に対して区の文化財だと言っても非常にわかりづらいという点があげられます。ただし、必ずしも一点一点というわけではなく、例えば、区の登録文化財「中村南遺跡第2地点5号住居址出土土器」のように、同じ住居址から出土した土器であれば、それらを一括して登録する形をとっています。

<委員>

そういうことで全体的に動いているのであれば、それで問題ないとは思いますが、そうしようということであれば。

<課長>

現在の動向についてですが、基本は出土品などの場合、従来一括登録というのが多いようです。戦後から昭和50年代の文化財保護法の改正の頃までは単品指定がかなりあったのですが、その後、出土品については一括指定という方向でやってきましたが、昨年度、縄文のビーナスという有名な縄文時代の土偶を国宝指定するという方向になりまして、一括指定といったものの中で、一点は、実は価値観の違うものが相当混在する、それに対してどう説明していくかということ、もう一点は、先ほど事務局から話しましたように、周知する時にいかにわかりやすくするか、いわゆる従来の一点豪華主義とは違って、単品で指定・登録するというケースも出てきているというのが現状です。区としては、住民に近い自治体ですので、この審議会の中ではできるだけ単品指定・登録で件数を増やしていくということがございます。ただし、一括でできる価値観のものは、一括で指定・登録していくということになります。

<会長>

関山式土器の「関山」というのは地名でしょうか。

<事務局>

埼玉県蓮田市の地名、貝塚の名前です。

<会長>

では次の案件をお願いします。

<事務局>

No.4「アニメーション撮影台」の説明

<会長>

何か質問はございますか。

<副会長>

歴史資料で登録とのことですが、練馬区で昭和以後、戦後のもので登録されている歴史資料はほかにどのくらいありますか。

<事務局>

昭和 27 年に製作された「千川上水の記録フィルム」がございます。

<副会長>

ということは、この撮影台が一番新しいということになりますかね。

<事務局>

はい、そうです。

<会長>

ほかにご質問等ございますか。今までの登録文化財の中では特殊なものだと思いますが、練馬区にとっては非常に関係の深いものになりますね。

<委員>

今後は、比較的新しいごく最近のものであっても、このままではなくなってしまうを防ぐという意味で登録していこうと、その先がけという理解でよろしいでしょうか。

<事務局>

そのとおりです。

<副会長>

撮影台の制作年代があいまいに書かれているようですが、これはどう読みとればよろしいでしょうか。

<事務局>

カメラが昭和 34 年に作られたものです。

<副会長>

それはカメラですよ。カメラの登録ではなく、撮影台の登録ですよ。

<事務局>

カメラを組み合わせた撮影台ですので、カメラの年代で一応その時期のものではないかと判断しています。

<副会長>

ということは、年代ははっきりとわからないわけですか。

<事務局>

はい。ただし、資料・追加資料に撮影台を使用していたかつての様子の写真を掲げているのですが、今回の撮影台と見比べていただくと、昭和 34 年頃の写真にある撮影台のタイプ（形）と同じであると考えられることから、年代的にはだいたい昭和 34 年頃に使われていると推測しました。

<副会長>

こういった撮影台は、作られた後にさまざまな改良をされたりするわけで、例えば資料に載っているコード類のような様々な付属部品は、それぞれいつの制作のものかという点はかなり疑問があるように思います。寄贈を受けたものを一式登録するとなると、「本体とレンズはいつ頃のもので、補われたのは〇〇であるが、」という難しい問題、厳密にいうとどこからどこまでが最初のものなのかという点が気になるのですが。

<事務局>

時間的な幅はかなりあります。例えば、資料に載せた「スライディング」という押さえのための器具ですが、5 本あって年代の古い順に下から並べて撮っていますが、このようにパーツ自体は時代によって変わっています。

<副会長>

中には新しいものも含んでいるわけですね。

<事務局>

はい、そうです。ただし、カメラや支柱ですとか、撮影台の基本的な骨格をなすようなものについては当初のものであろうということです。例えば、カメラの「レンズ」はワイドレンズなのですが、東映の漫画映画の中でこのワイドレンズを使って初めて製作したのが昭和34年製作の「少年猿飛佐助」ということで、その際に用いられたレンズであると考えられます。

<副会長>

いろいろな部品でできているわけですから、基本部分はどこで何年製のものなのかについては説明で書いて、それ以外の部品も物としての登録ですから、こういう物はその後につけ加えられ改造された部分もあるということを書いておけば、価値がわかりやすいと思います。

<会長>

ほかにいかがでしょうか。

<委員>

こういう近代産業の機械というものは、時代を経てしまうと、どのように使って、どのようなものを作って、どこに移したかという点もすでにわからなくなりつつあると思います。台だけを保存しても、実際にどのような原理でどのように撮影したかということ記録しておかないと、なかなか復元が難しくなるのではないかと思います。また、それから実際に当初撮影して作ったフィルムなども含めて保存できれば意味が出てくるのではないかと。きちんとした使い方の記録を残してほしいと思います。

<副会長>

この撮影台を使って実際に映されたアニメーションのフィルムは、今後登録文化財にするつもりはあるのですか。撮影台を登録するのであれば、その撮影台で撮られた作品というのも登録していくのも大事なかなと思ったのですが。

<課長>

練馬区の基本構想にアニメプロジェクトがあり、アニメ文化を練馬区発の文化として広く発信していくこととしております。また、石神井公園ふるさと文化館の資料収集方針の中に、練馬区に関連のある歴史的、学術的に価値が高いもので、かつ希少価値の高い資料を収集するというものがありますので、各種フィルムやセル画など原画類、製作用のシナリオですとか、そういったものも含めて収集しております。そういった中で、この撮影台を使用したマスターテープなども預かっております。ただし、著作権上非常に大変な問題がありまして、この撮影台で製作されたものはまだ著作権が切れておりません。保存はできていますので、今後アニメの発祥地である練馬区として考えていきたいと、今回の撮影台はそのエンブレムとして登録したいということを出したということになります。また、東映では会社としてデジタル化する以前の当時はどのようにアニメーションを作っていたのかというビデオを作っており、東映でその映像を持っています。

<会長>

では次の案件をお願いします。

<事務局>

No.5「文明十七年の月待板碑」の説明

<会長>

何か質問ございますか。

この板碑は、今まで区で登録したものの中では何番目の古さになるのですか。

<事務局>

練馬区で指定・登録した板碑は、今まで指定が1件、登録が3件ありますが、古さでいうと本件あわせて5件のうち、文明17年(1485)の本件は、文応元年(1260)、文明4年(1472)に次いで3番目の古さになります。

<委員>

この板碑はもともと練馬区内にあったものですか。

<事務局>

はい。資料にも示しましたが、現在の所有者である円明院の裏にある崖の洞窟の中で見つかり、もともとこの地にあった板碑をそこで祀っていたのであろうと考えられています。ちなみに、次の案件No.6の板碑についても同様に洞窟から見つかったと伝えられています。

<委員>

洞窟内で見つかったという板碑は、ほかに応永11年(1404)・永享11年(1439)のものがあり、年号的には本件より古いわけですから、これは断片ということですか。

<事務局>

はい。断片ということもありますし、この応永・永享の板碑は追善供養、生前供養のように個人が供養するために造られたものです。それに対して、今回の板碑は、地域の人々が月待という習俗を行って造られたもので、月待という民俗文化財という点からとりあげました。

<委員>

今回は候補にしていない板碑も年代的には古いわけですから、断片であっても価値があると思いますし、いずれ登録の対象にしてみてもどうかと思うのですが。

<事務局>

ちなみに練馬区内には、ほかに中世の板碑が二百数十基ほどありまして、この断片の板碑よりも古い板碑もまだ数多く残っていますので、いずれは順次登録の対象にできたらと思っています。

<副会長>

いずれ登録するというのであれば、せっかく円明院所蔵のものであるならば、一つ一つではなくて、まとめて登録する方向は考えられないですか。一括でなくても、それぞれという形でもかまいませんが。それとも、これを取捨選別して二百数十の中から、これは価値があるから登録して、これはさほどではないから登録しないという方向になっていきますかね。

<会長>

区内の妙福寺は相当な数の板碑があつて、その中から単品を登録しましたよね。

<事務局>

はい、妙福寺は50基ほど所有しています。

<委員>

やはり、まとまって残っているというのが、歴史的な推移をたどるために面白いということだと思いますので、別の視点から登録するという、登録の見方についてもいろいろあると思いますので、一点だけの登録という見方だけでなく、板碑についていろいろな視点から、いろいろな考え方から登録していけばよろしいのではないかと思います。

<副会長>

例えば、板碑集成のような区内の板碑を並べた図録のようなものを作ったりすると、これは登録文化財、これは登録されていないものとなりますよね。それは区民の方々にはある意味わかりにくいことであると思うのです。今回どうこうということではないのですが、幅広くこれ以上たくさん出てくることはないのでしょうか、百、二百基くらいだったら、がんばって進めていくこともいいのかなあと思います。また、例えば仏像の場合、何もそれを代表して阿弥陀如来はすでに指定されているから特色がないから阿弥陀如来は指定しないということではなくて、ある程度の時代の古さがあって、そして、それが練馬区という地域の中で限定された文化財ということであったならば、単品指定・登録の価値というのもよくわかるのですが、平成も20年代くらいになってくると、文化財の指定、特に登録というのはもっと数を増やしていくという形もあっていいのかなという意見だけ申し上げさせていただきます。

<事務局>

今後検討させていただきます。

<会長>

資料の写真は、金が残っていることを示すものでしょうか。

<事務局>

はい、そうです。この金色が金箔なのか金泥なのか、実際に視察で実物をご覧いただいて判断していただければと思います。

<副会長>

板碑の文字のなかに、金箔あるいは金泥が残っているというものはかなり例があるのでしょうか。きれいに残っているものもあるのですか。

<事務局>

金の残る板碑は、特に出土したものなど数多くの事例があります。文字に沿ってきれいに金を入れているものも残っています。

<副会長>

石の上はどうやって金がるのでしょうか。

<課長>

漆を塗って箔を貼るものもありますし、箔を貼らない朱漆だけの板碑もあります。

<会長>

では次の案件をお願いします。

<事務局>

No.6「文亀元年の月待板碑」の説明

<会長>

何か質問はございますか。

<副会長>

陰刻された人名ですが、6人ではなく7人ですね。「馬二郎」の名が抜けていますね。

<事務局>

7人の誤りです。訂正いたします。

<会長>

この板碑は上下が欠損していますね。こういう断片的な板碑はほかにもあるのではないですか。

<事務局>

先ほども申し上げましたが、この板碑も月待供養のために造立した板碑ということでとりあげております。区内に月待の板碑は、以前に登録した福德元年の板碑と、今回の板碑 2 基を含めて 4 基しか見られないという点で希少であるということになります。

<委員>

月待はみんなでやっているという点でわかるのですが、月待の板碑なら断片でも登録するけれど、そうでなければ完形でも登録しないというのはいかななものかという気もいたしますので、ほかの板碑についても一括でも一つでもかまいませんが、登録していく方向を考えてもいいのではないかと改めて思いました。

<事務局>

検討してみたいと思います。

<会長>

では継続審議ということで、これにて審議を終了します。

続いて、報告をお願いします。

<事務局>

平成 24 年度指定・登録文化財の経過報告について（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3）

平成 25 年度の文化財関連事業計画について（資料 2）

次回の審議会（視察）の日程調整依頼について

<会長>

ほかになければ、本日はこれにて閉会いたします。